

令和3年 年末の交通安全県民運動実施要綱

1 目的

年末は、師走特有の慌ただしさに加え、1年のうちで日没時刻が最も早くなり、夕暮れ時から夜間にかけての、いわゆる『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』に人身交通事故が多発し、特に、夜間の歩行者が被害にあう交通事故が目立つほか、忘年会シーズンを迎え、飲酒運転による重大な事故の発生が懸念される。

また、本年は、高齢運転者による死亡事故が全年齢層の約4割を占めているなどの状況にある。

本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和3年12月11日(土)から20日(月)までの10日間

3 主唱

岐阜県交通安全対策協議会

4 実施機関・団体

別紙「岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体名簿」のとおり

5 スローガン

無事故で年末 笑顔で年始

6 運動の重点

- (1) 夕暮れ時と夜間（特に『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』）の交通事故防止
- (2) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- (3) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

7 運動の重点に関する推進項目

- (1) 夕暮れ時と夜間（特に『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』）の交通事故防止
 - ア 推進項目

- ① 『魔の時間帯（午後4時から午後8時）』における交通事故防止の推進
- ② トワイライト・オン（早めのライト点灯）の推進
- ③ 歩行者・自転車利用者の反射材用品等着用の推進

イ 実施要領

実施区分	実 施 内 容
運転者には	<ul style="list-style-type: none"> ○ 『日没30分前（12月中は午後4時ころ）』を目安に、夕暮れ時の早めのライト点灯と、こまめなハイビーム・ロービームの切替え（基本はハイビーム）を徹底させ、夕暮れ時から夜間にかけて多発する交通事故を防止する。 ○ 夜間における視認性の低下の危険性を認識・理解させる交通安全教育を実施する。 ○ 早朝や夕暮れ時から夜間にかけての通勤時間帯における交通事故多発の実態を周知し、「～かもしれない」との危険予測に基づいた前方注視や速度低減等、安全な運転方法を指導する。
歩行者には	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時と夜間は、走行車両の速度や距離感覚を見誤りやすく、運転者から歩行者・自転車利用者が見落とされやすいなどの危険性を認識・理解させ、慎重な行動の実践を促す交通安全教育を実施する。 ○ 夕暮れ時や夜間に外出する際、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ色の服装や反射材用品等の着用を徹底する「交通安全ピカピカ運動」の強化を図る。 ○ 高齢者世帯に対する世帯訪問や交通安全教育を通じ、夜間外出する際は、反射材用品等の着用を徹底させる。 ○ 道路を横断する際は、横断歩道のある安全な場所を横断させる。また、必ず「止まる」「見る」「待つ」「確かめる」を徹底させる。
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通安全ピカピカ運動」の趣旨を理解し、夕暮れ時や夜間の自転車での外出に備え、自転車には必ず反射材用品等を装着し、『日没30分前（12月中は午後4時ころ）』を目安に、早めのライトの点灯を徹底する。
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時や夜間に外出する際は、特に子供や高齢者には、運転者に自身の存在を知らせるよう、明るく目立つ色の服装や反射材用品等の着用、ハンドライトの活用を促す。 ○ 自転車は、「車両」であるということを認識したうえで、自転

	車の交通ルールの遵守やマナー向上について家族で話し合い、子供が自転車に乗るときはヘルメット着用に加え、『日没 30 分前（12 月中は午後 4 時ころ）』を目安に、早めのライト点灯と反射材用品等の装着を指導する。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時から夜間にかけて重大な交通事故が多発していることを周知し、『日没 30 分前（12 月中は午後 4 時ころ）』を目安に、早めのライト点灯と安全確認の徹底を指導する。 ○ ハイビームの適切な使用と、先行車や対向車がいるときのこまめなハイビーム・ロービームの切り替えを指導する。
学校では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車は「車両」であることを認識したうえで、安全な利用のため、点検・整備の励行と、早めのライト点灯（『日没 30 分前（12 月中は午後 4 時ころ）』を目安）、反射材用品等の装着を指導する。 ○ 薄暮時における通学路の安全を点検し、危険個所の改善と児童に対する安全な通行方法を指導する。

（２）子供と高齢者を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

ア 推進項目

- ① 歩行者の交通ルール遵守の徹底
- ② 歩行者の安全の確保
- ③ 自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底
- ④ 自転車利用者自身の安全確保

イ 実施要領

- ① 「歩行者の交通ルール遵守の徹底」
- ② 「歩行者の安全の確保」

実施区分	実施内容
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故から命を守るため「信号を守る」、「道路を横断するときは付近の横断歩道を利用する」、「車両の直前直後や横断禁止場所は横断しない」など歩行者としての交通ルールを遵守することを指導する。 ○ 家庭内では <ul style="list-style-type: none"> ・道路を横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して意思を明確に伝えること ・運転者と歩行者が視線を合わせてお互いの意思の疎通を図ったうえで横断する「アイコンタクト」を活用すること

	<p>・ 自宅周辺の危険箇所、安全な自転車の乗り方等について子供の目線で確認すること</p> <p>を具体的な交通安全指導や話し合いを通じて、交通安全意識を高める。</p>
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通学路等、子供が移動する場所では、特に子供に注意し、安全な速度や交差点での確実な安全確認など、安全運転の徹底に努める。 ○ 子供、高齢者、障がい者等を見かけたら速度を控える、間隔を空けるなど、『思いやり運転』を推進する。 ○ 『横断歩道は歩行者最優先』であることから、横断歩道において横断中または、横断しようとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で停止できるような速度で進行するなど、歩行者の安全確保を徹底する。
地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供会や老人クラブなど地域の会合で、具体的な交通事故事例を題材に安全対策を話し合い、『交通事故は身近でも起きるもの』『自分の命は自分で守る』という意識を高める。 ○ 子供や高齢者を見かけた時には、「交通事故に気をつけて」と『愛のひと声』をかけるなど、地域一体となった交通安全指導・保護・誘導活動を実施する。 ○ 高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するため、歩行環境シミュレータを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を開催する。
学校等では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通事故から命を守るため「信号を守る」、「道路を横断するときは付近の横断歩道を利用する」、「車両の直前直後や横断禁止場所は横断しない」など歩行者としての交通ルールの遵守を指導する。 ○ 通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するため、「スクールゾーン」・「キッズゾーン」や「ゾーン30」、「ゾーン30プラス」などの設定を始めとした道路交通環境の整備を推進する。 ○ 通学路の安全マップを作成するなど、地域住民の見守り活動を支援する。 ○ MSリーダーズ・MSJリーダーズを中心とした高校生・中学生による自主的な交通安全啓発活動を推進する。 ○ 「交通安全教育指導者マニュアル」に基づく日常的な交通安全教育のほか、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型

	の交通安全教室等の開催により、歩行者の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育を行う。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供と高齢者の行動特性を理解させ、子供や高齢者、障がい者を始め、歩行者に対する『思いやり運転』を推進し、交通安全意識の高揚を図る。 ○ 安全運転管理者等は、朝礼などにおいて従業員に、『横断歩道は歩行者最優先』を始め、通学路等では、特に子供に注意し、安全な速度や交差点などでの確実な安全確認など安全運転の徹底に努めることを繰り返し指導する。

- ③ 「自転車の交通ルール遵守と交通マナー実践の徹底」
- ④ 「自転車利用者自身の安全確保」

実施区分	実施内容
利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通法や「交通の方法に関する教則」等の法令を遵守するとともに、交通マナーの向上に努める。 ○ 自転車は、車両の仲間で車道通行が原則、歩道通行は例外であることから、歩道を通行する場合は、必ず歩行者を優先する。 ○ 2人乗り、傘差し等の片手運転、飲酒運転の危険性を再認識し、自転車の安全利用を徹底する。特に、自転車に乗りながら携帯電話やスマートフォンを手を持って通話や操作、画面を注視する、いわゆる「ながらスマホ」は法律で禁止されているだけでなく、交通事故等につながる危険な行為であることを理解し、絶対にしない。 ○ 交通事故に直結する交差点での一時不停止、信号無視違反等の『自転車運転者講習制度対象危険行為（15類型）』を理解し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に努める。 ○ 自転車側が加害者となる高額な損害賠償事故がある現状を理解し、被害者の救済等に資する損害賠償責任保険等への加入に努める。 ○ 子供の手本となるよう、高齢者を含めた大人も乗車用ヘルメットを着用するよう努める。 ○ 日頃から自転車の整備点検を行い、自転車の安全利用に心がける。
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車による交通事故が招く責任の重大さなどについて家族で話し合い、法令や交通マナーの遵守についての理解を深める。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と中学・高校生、高齢者を始めとする全ての自転車利用者に対するヘルメット着用を推奨する。 ○ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用に努める。 ○ 子供や高齢者の危険な行為を見かけた時は、「危ないよ。交通ルールを守ろうね。」などとひと声をかける、『交通安全・愛のひと声』運動を推進する。 ○ 自転車側が加害者となる高額な損害賠償事故がある現状を理解し、被害者の救済等に資する損害賠償責任保険等への加入を促進する。
<p>学校・職場 では</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学1年生、高校1年生などを中心に「交通安全教育指導者マニュアル」等を活用した交通安全教育を推進し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。 ○ 中学・高校において、「自転車安全運転チェックシート」を活用し、自転車運転に係る基本マナーの定着と向上を図る。 ○ 交通事故に直結する交差点での一時不停止、信号無視違反、傘差しでの片手運転やスマートフォン・イヤホンを使用しながらの「ながらスマホ」等による安全運転義務違反などの『自転車運転者講習制度対象危険行為（15類型）』に関する交通安全教育を行い、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。 ○ 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と中学・高校生、高齢者を始めとする全ての自転車利用者に対するヘルメット着用を推奨する。 ○ 自転車側が加害者となる事故に備えた損害賠償責任保険等加入の必要性に関する交通安全教育等を推進し、加入を促進する。 ○ MSリーダーズ及びMSJリーダーズを中心とした高校生・中学生による自主的な交通安全啓発活動を各地域、各団体等と共に推進する。 ○ 安全運転管理者等は、朝礼等あらゆる機会を通じ、自転車通勤者等への交通ルール遵守を繰り返し指導する。

(3) 高齢運転者等の安全運転の励行

ア 推進項目

- ① 運転者の交通ルール遵守の徹底等
- ② 高齢運転者の交通事故防止
- ③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシ

ートの正しい使用の徹底

イ 実施要領

① 「運転者の交通ルール遵守の徹底等」

実施区分	実 施 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 『横断歩道は歩行者最優先』であることから、横断歩道においては、横断中、または横断しようとしている歩行者がいる場合は手前で一時停止するなど、歩行者の安全確保を徹底する。 ○ 運転中のスマートフォン等を使用する、いわゆる「ながら運転」の危険性を理解し、絶対にしない。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者等は、朝礼などにおいて従業員に対し、歩行者の保護を始め、飲酒運転、無免許運転、ながら運転、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等危険な行為の禁止など交通ルールの遵守を繰り返し指導する。 ○ 運転中のスマートフォン等の使用等危険性を周知する。 ○ 平素から、社用車にドライブレコーダを設置する、安全な場所に避難する、110番通報するなど、危険な運転者に追われるなどした場合の対処方法などについて、指導をする。 ○ 初心者マーク、高齢者マーク、身障者マークなどを表示している車両に対する禁止行為（幅寄せ・割込み）の遵守を徹底するよう指導する。
家庭・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭内や会合等において、交通ルールの遵守について話し合い、家族・地域ぐるみで交通安全意識の醸成に努める。

② 「高齢運転者の交通事故防止」

実施区分	実 施 内 容
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響や運転免許証の自主返納、衝突被害軽減ブレーキ（自動ブレーキ）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフター・サポートカーS（サポカーS）の機能などについて話し合う。 ○ 警察の安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル#8080「シャープ ハレバレ」）の利用をはじめ、運転免許証の自主返納やサポカーSへの乗り換え、後付けの急発進等抑制装置等の先進安全技術の装着などについて検討する。 ○ サポカーSの利用にあたっては、装置の性能を正しく理解

	し、機能を過信することなく、安全運転に心がける。
運転者は 職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 70 歳以上の運転者は、高齢運転者標識（高齢者マーク）を表示するように努める。 ○ 高齢者マークを表示している車両に対する禁止行為（幅寄せ・割込み）の遵守を徹底する。
地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体機能の変化等により安全運転に不安のある運転者等に対して安全運転相談窓口（安全運転相談ダイヤル#8080「シャープ ハレバレ」）の積極的な周知と利用促進を図る。 ○ 運転免許証の自主返納制度について周知を図るとともに、自主返納者への支援施策の促進と周知を図る。 ○ サポカーS及び後付けの急発進等抑制装置等の周知を図るとともに、購入及び利用促進を図る。

③ 「後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシート
の正しい使用の徹底」

実施区分	実 施 内 容
運転者・同乗者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「面倒だから」「すぐ近くだから」などと安易な気持ちを持たず、必ずシートベルトを着用する。 ○ 運転者は、自らシートベルトを着用し、後部座席も含め、全同乗者のシートベルト等の着用を確認してから出発する。 ○ 子供の体格に合ったチャイルドシートを選び、正しく使用する。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト等の必要性と効果について話し合い、全席着用と正しい使用を徹底する。 ○ 自動車で出かけるときは、「シートベルト・チャイルドシートを忘れないで」、「シートベルト（又はチャイルドシート）きちんとしめたよ」などの声掛けを徹底する。 ○ 法律（道路交通法第71条の3）で、全席シートベルト着用と6歳未満の幼児乗車時におけるチャイルドシート使用が義務付けられている。一般道ならシートベルトを締めなくてよいといった誤った解釈をしないよう注意し合う。 ○ 6歳以上であっても、子供の体格に応じチャイルドシートを使用させるなど、子供の命を守る意識を持つ。
地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用について、その有効性を広報啓発し、

	地域が一体となって「シートベルト・チャイルドシート着用率100パーセント」を目指す。
学校・職場 では	<ul style="list-style-type: none"> ○ シートベルト等の必要性和効果を伝え、自動車に同乗するときは、必ずシートベルト等を着用するよう、視覚教材やシートベルトコンビンサーを使用した交通安全教育等を推進する。 ○ 車外放出などシートベルト非着用時の危険性を各種会合で話し合い、全ての座席のシートベルト着用を指導する。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全運転管理者等は、朝礼などにおいて、従業員に全席シートベルト着用の必要性を繰り返し指導する。 ○ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者は、出発前におけるシートベルト着用の声掛け・確認などにより、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発活動を強化する。

(4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

ア 推進項目

- ① 飲酒運転等の根絶
- ② 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

イ 実施要領

- ① 「飲酒運転等の根絶」

実施区分	実 施 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転は悪質な犯罪であることを認識し、「これくらいなら」「少しの距離だから」などという安易な気持ちを捨て、飲酒運転を絶対にしない。 ○ 飲酒を伴う会合には車で出かけず、公共交通機関、タクシー等を利用したり、家族に送迎を依頼する。 ○ 飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量、飲酒時間に配慮する。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さなどを家族で話し合う。また、飲酒運転の車に同乗しないことを家族で確認する。 ○ 飲酒が予想される会合等には車で出かけないよう声をかける。（移動方法は、家族で協力し合う。） ○ 翌朝、車で出かける際に二日酔いではないか確認する。（『スリーチェック』家庭でのチェック）

地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種会合、行事等の機会に飲酒運転の根絶を呼びかけるなど、地域が一体となって、飲酒運転を『しない』『させない』『許さない』とした飲酒運転をなくすための『3つの約束』を実践する。 ○ 酒席の会合等を開催する際は、出席者に対しては車で来ないように注意を促す。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主、安全運転管理者等などが中心となって、『ハンドルキーパー運動』『乗り合わせ』・『スリーチェック』キャンペーンなど飲酒運転防止の指導を推進する。 ○ 飲酒を伴う会合等では、帰宅方法を確認する他、『飲酒運転車両に同乗しない』『飲んだ人に車を貸さない』ことを徹底する。(『スリーチェック』職場でのチェック) ○ 自動車運送事業者などの営業所においては、アルコール検知器などを利用し、飲酒運転の防止を推進する。
酒類提供者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 車を運転する客に絶対酒類を提供しない。 ○ 飲酒した客には絶対車を運転させない。 ○ 飲酒運転根絶に関するチラシやポスターを掲出するなど、飲酒運転を根絶する気運の醸成に努める。 ○ 最初の接客時、客に帰宅手段やハンドルキーパーの有無を確かめる。(『スリーチェック』飲食店でのチェック)

② 「妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止」

実施区分	実 施 内 容
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通法改正で妨害運転罪が創設され、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は悪質・危険な運転であり、交通事故の原因となることを理解するとともに、運転者は自分本意ではなく、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転する。 ○ もし、危険な運転者に追われるなどした場合は、安全な場所に避難した上で110番通報するとともに、ドライブレコーダー、カメラを有効に活用する。
地域・職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質・危険性について認識し、地域ぐるみで、危険な妨害運転を絶対に許さない環境づくりを促進する。
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平素から、危険な運転者への対処方法等について話し合い、有事に備える。

8 運動の進め方及び効果評価等の実施

各実施機関・団体は、相互の連携を図り、協力体制の確保に努め、地域と一体となった運動が展開されるよう組織の特性に応じた取組みを推進するとともに、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

9 新型コロナウイルス感染症の状況等に応じた運動の実施

各実施機関・団体は、本運動の実施に当たって、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。

別紙

岐阜県交通安全対策協議会 実施機関・団体（順不同）

岐阜県

(一財) 岐阜県交通安全協会
各市町村
岐阜県交通安全女性協議会
各幼児交通安全クラブ
(公社) 岐阜県バス協会
(一社) 岐阜県トラック協会
岐阜県教育委員会
岐阜地方検察庁
岐阜地方気象台
中部地方整備局各事務所
岐阜地方裁判所
岐阜県市長会
岐阜県市議会議長会
岐阜県都市教育長会
岐阜県保育研究協議会
岐阜県小学校長会
岐阜県公立幼稚園・こども園長会
岐阜県PTA連合会
岐阜県専修学校各種学校連合
岐阜県保護司会連合会
(公社) 岐阜県青少年育成県民会議
岐阜県公民館連合会
(一財) 岐阜県地域女性団体協議会
(一社) 岐阜県聴覚障害者協会
(一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会
東海旅客鉄道(株)東海鉄道事業本部
(一社) 岐阜県指定自動車教習所協会
(一社) 岐阜県自家用自動車協会
岐阜県自動車販売店協会
岐阜県軽自動車協会
岐阜県自動車車体整備協同組合
軽自動車検査協会岐阜事務所
(一社) 日本自動車連盟岐阜支部

岐阜県警察

各地区交通安全協会
各市町村交通安全対策協議会
各交通安全女性団体
(一社) 岐阜県自動車会議所
岐阜県タクシー協会
岐阜県レンタカー協会
各市町村教育委員会
中部運輸局岐阜運輸支局
岐阜労働局
岐阜地方法務局
岐阜家庭裁判所
岐阜県町村会
岐阜県町村議会議長会
岐阜県町村教育長会
岐阜県高等学校長協会
岐阜県中学校長会
岐阜県私立幼稚園連合会
岐阜県高校PTA連合会
岐阜県自治連絡協議会
岐阜県少年団体連絡協議会
(特非) 岐阜県青年のつどい協議会
岐阜県社会福祉協議会
(一財) 岐阜県老人クラブ連合会
(一財) 岐阜県身体障害者福祉協会
中日本高速道路(株)
日本郵便(株)東海支社
中部鉄道協会
(一社) 岐阜県自動車整備振興会
岐阜県自転車軽自動車商協同組合
岐阜県中古自動車販売協会
岐阜県自動車電装品整備商工組合
自動車事故対策機構岐阜支所

(一社) 日本二普協岐阜県二輪車普及安全協会
 損害保険料率算出機構岐阜自賠責損害調査事務所
 (公財) 日本道路交通情報センター岐阜センター
 (一社) 岐阜県道路交通安全施設業協会 岐阜県自動車共済協同組合
 自動車安全運転センター岐阜県事務所 岐阜県美容業生活衛生同業組合
 岐阜県農業機械商業協同組合 岐阜県理容生活衛生同業組合
 岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合
 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 岐阜県飲食生活衛生同業組合
 岐阜県麺類食堂業生活衛生同業組合 岐阜県鮨商生活衛生同業組合
 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合 岐阜県料理生活衛生同業組合
 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 各ライオンズクラブ
 各ロータリークラブ (一社) 岐阜銀行協会
 岐阜県信用金庫協会 (一社) 東海信用組合協会
 岐阜県弁護士会 (一社) 岐阜県医師会
 (公社) 岐阜県歯科医師会 岐阜県農業会議
 岐阜県農業協同組合中央会 (一社) ぎふ総合健診センター
 (一社) 岐阜県観光連盟 (一社) 岐阜県経営者協会
 (一財) 岐阜県消防協会 (公財) 岐阜県防犯協会
 (一社) 岐阜県警備業協会 (一社) 岐阜県危険物安全協会
 岐阜県中小企業団体中央会 岐阜県商工会議所連合会
 岐阜県商工会連合会 (一社) 岐阜県建設業協会
 岐阜県砂利協同組合 岐阜県石油商業組合
 岐阜県森林組合連合会 岐阜県木材協同組合連合会
 岐阜県小売酒販組合連合会 岐阜県生コンクリート工業組合
 全岐阜県生活協同組合連合会 岐阜県民共済生活協同組合
 日本放送協会 岐阜放送(株)
 (株) CBCテレビ岐阜支社 東海テレビ放送(株)
 東海ラジオ放送(株) 名古屋テレビ放送(株)
 中京テレビ放送(株) 岐阜新聞社
 中日新聞社 毎日新聞社
 朝日新聞社 読売新聞社
 日本経済新聞社 中部経済新聞社
 日刊工業新聞社 時事通信社
 共同通信社 (株) エフエム岐阜